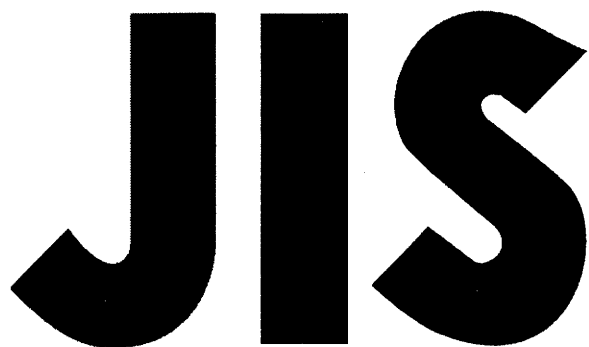




知能ロボット一用語

JIS B 0185 : 2002

(JARA/JSA)

(2007 確認)

平成 14 年 2 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本ロボット工業会（JARA）／財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 14.2.20

官 報 公 示：平成 14.2.20

原 案 作 成 者：社団法人 日本ロボット工業会（〒105-0011 東京都港区芝公園 3 丁目 5-8 機械振興会館
TEL 03-3434-2919）

財団法人 日本規格協会（〒107-8440 東京都港区赤坂 4 丁目 1-24 TEL 03-5770-1573）

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 杉浦 賢）

審議専門委員会：産業オートメーション技術専門委員会（委員長 古川 勇二）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省 産業技術環境局標準課 情報電気標準化推進室
[〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1 TEL 03-3501-1511（代表）] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1. 適用範囲.....	1
2. 用語の分類	1
3. 用語及び定義.....	1
解説	11
索引	13

白
紙

知能ロボット—用語

Intelligent robots—Vocabulary

1. **適用範囲** この規格は知能ロボットに関して用いる主な用語及び定義について規定する。

備考 知能ロボットとは、人や動物がもつ論理的推論、学習、認識・理解などの知的機能の全部、又は一部を備えているロボットである。

2. **用語の分類** 知能ロボットに関して用いる用語の分類は、次による。

a) **コントロールパス関連用語**

- 1) モデル
- 2) 空間
- 3) 作業レベル計画
- 4) 動作レベル計画
- 5) 運動学
- 6) 軌道レベル計画
- 7) サーボイング
- 8) 学習
- 9) ロボットシステム
- 10) ロボット作業

b) **センシングパス関連用語**

- 1) センシングパス
- 2) 理解レベルセンシング
- 3) 認識レベルセンシング
- 4) 知覚レベルセンシング
- 5) 感覚レベルセンシング
- 6) オペレーション

3. **用語及び定義** この規格で用いる用語の定義は、次による。また、すべての用語について参考として対応英語を示す。